

令和5年度川崎市労働災害防止啓発事例及び啓発標語を募集します！

川崎市では、労働者の心身の健康づくりや職場の環境づくり等を含め、市内の事業所から労働災害をなくすことを目的として、毎年川崎市労働災害防止研究集会を開催しています。

近年、就業構造や経営環境の変化などにより厳しい労働環境となっているなか、安全衛生の取組がますます重要となっています。こうした状況を踏まえ、意識啓発やリスクの除去、デジタル技術を活用した対策など市内事業者の工夫した労働災害防止に係る取組事例を募集し、研究集会で表彰することで、市内の労災防止活動の普及啓発を図ります。また、同時に労働災害防止に係る啓発標語についても募集します。啓発標語については、川崎市ホームページにて公表予定です。

1 募集概要（啓発事例）

（1）応募期間

令和5年8月8日(火)～9月12日(火)

（2）対象者

川崎市内に事業所がある企業

（3）対象の取組

労働災害防止に係る取組事例のうち、川崎市内の労働災害防止活動の普及啓発を図ることができると思われるもの。

（4）応募条件

次の条件を全て満たすもの

- ・川崎市内の事業所等の取組事例であること
- ・過去3年以内の取組事例であること
- ・令和5年11月14日(火)の川崎市労働災害防止研究集会において、事例発表が可能であること

※上記を満たしていれば、同一の事業所から複数の応募も可能

（5）応募方法

応募書類をメール、FAX又は郵送

※応募書類は川崎市ホームページからダウンロード

（6）審査

川崎市において審査を行い、最優秀事例、優秀事例、優良事例を決定します。

最優秀事例、優秀事例については、令和5年11月14日(火)に予定している労働災害防止研究集会において、事例を発表いただく他、優良事例と併せて、川崎市労働災害防止に係る啓発事例として表彰させていただく予定です。

2 募集概要（啓発標語）

（1）応募期間

令和5年8月8日(火)～9月12日(火)

（2）対象者

川崎市内に事業所がある企業

（3）対象の標語

労働災害防止に係る標語のうち、川崎市内の労働災害防止活動の普及啓発を図ることができると認められるもの。

（4）応募条件

次の条件を全て満たすもの

- ・未発表作品であること
- ・川崎市内に事業所がある企業であること
- ※同一企業から複数の応募はできません。

（5）応募方法

応募用紙をメール、FAX又は郵送

※応募用紙は川崎市ホームページからダウンロード

（6）発表

応募された作品は、川崎市ホームページにて発表いたします。

（7）注意事項

- ・未発表作品に限ります。他の募集との二重応募や、既に公表・使用された標語と同一または類似とみなされた場合は、応募を取り消しさせていただきます。
- ・応募作品について、盗作などによる著作権侵害の争いが生じても、全て応募者の責任において対処し、主催者は責任を負いません。
- ・応募者は作品を応募した時点で公募要領に同意したものとします。

3 市ホームページ掲載先

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000153395.html>



問合せ先

川崎市経済労働局労働雇用部 齋藤

電話 044-200-2298